

## 山陽小野田市産学官連携推進協議会設置要綱

### (名称)

第1条 本会は、山陽小野田市産学官連携推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 この協議会は、産学官の連携によって大学からの技術移転を促進するとともに、新商品の開発や新しい産業・技術を創出できるような環境の形成を通して、地域産業・企業発展支援による本市の多様な働く場の確保や地方創生に資することを目的とする。

### (所掌事務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事務を所掌する。

- (1) 企業と大学との共同研究・受託研究に関すること。
- (2) 企業でのインターンシップや教育プログラム共同開発に関すること。
- (3) 大学による技術指導・技術相談に関すること。
- (4) 大学の知的資源を活用したベンチャー創出に関すること。
- (5) その他前条の目的達成のために必要なこと。

### (組織)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 山陽小野田市 市長
- (2) 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学 学長
- (3) 小野田商工会議所 会頭
- (4) 山陽商工会議所 会頭

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

2 委員が欠けたときの後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び会議)

第6条 協議会に、委員の互選により選任された会長を置く。

2 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、会長はその議長となる。

3 会議は、原則として年2回開催するものとする。ただし、必要に応じて開催することができる。

(意見の聴取)

第7条 会長が必要と認めるときは、会議の同意を得て、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第8条 協議会に専門的事項を処理するため幹事会を置く。

2 幹事会は別表に掲げる者をもって組織する。

3 幹事会の運営に関し必要な事項は別に定める。

(事務局)

第9条 協議会に関する事務は、山陽小野田市経済部商工労働課が行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

	所 属	役職名
幹 事	山陽小野田市	経済部長 経済部商工労働課長
	公立大学法人	大学事務部長
	山口東京理科大学	大学事務部地域連携室長
	小野田商工会議所	専務理事
	山陽商工会議所	専務理事